

食品廃棄物の不正転売に係る再発防止対策について

1 経緯

日付	内容
H28.1.12	(株)壺番屋が、「ダイコー(株)に廃棄処分委託した冷凍ビーフカツがスーパーで販売されているのが発見された」と尾張県民事務所及び愛知県警に通報
H28.1.13	ダイコー(株)及び(株)壺番屋等への立入検査、報告徴収を開始 ダイコー(株)が、大量の未処理の廃棄物を、県内4か所及び岐阜県、三重県内で保管していることが判明(うち県内3か所及び岐阜、三重は無届)
H28.2.29	廃棄物処理法に基づき、ダイコー(株)に対し改善命令書を発出 (着手期限3月4日、履行期限5月17日)
H28.3.3	ダイコー(株)が改善計画書を提出。同社は、同日より排出事業者に対し、処理困難通知 [※] を発出併せて、県から排出事業者に対して回収を指導
H28.4.19	環境部内に「廃棄物撤去推進チーム」を設置
H28.6.8	生活環境保全の観点から、県の事務管理により、排出事業者が不明な廃棄物の撤去を開始
H28.6.27	廃棄物処理法に基づき、ダイコー(株)の産業廃棄物処理業許可(収集運搬業及び処分業)の取消し処分
H28.7.12	ダイコー(株)大西会長が愛知県警に逮捕される(食品衛生法違反。8月1日に廃掃法違反及び詐欺容疑により再逮捕)
H28.10.26	ダイコー(株)大西会長の公判が名古屋地方裁判所で開始される
H28.12.16	ダイコー(株)大西会長に判決が言い渡される (大西会長に懲役3年 執行猶予4年・罰金100万円、法人としての同社には罰金50万円)

※ 処理困難通知を受けた排出事業者は、廃棄物の回収等を講ずる義務が課せられる。

2 撤去状況 (H28.12.16時点)

- 当初保管量 (H28.2) 8,900 m³
- 撤去量 2,698 t (体積で概ね8割程度)

3 再発防止策について

(1) 食品廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進について

家庭、事業所から排出される食品廃棄物の発生抑制を図るとともに、そのリサイクルを促進することで、環境への影響が少ない持続可能な社会づくりを進める。

- ① 食品廃棄物の発生抑制に向けた庁内連絡会議の設置【H28年度】
- ② 市町村別のごみ排出量・リサイクル率等の公表【継続】
- ③ 市町村、消費者団体、事業者団体に対する啓発の実施【充実】
 - 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を活用した先進事例の紹介等
- ④ 循環ビジネスの創出支援【継続】
 - リサイクル技術等の相談受付
 - ビジネスセミナー、現地見学会等の実施
 - 施設整備、事業化検討費用の助成

(2) 廃棄物処理業者・排出事業者に対する指導強化について

食品廃棄物の排出事業者、廃棄物処理事業者に対して、廃棄物処理法及び関係法令遵守の徹底を図る。

- ① 排出事業者向け手引きの作成【新規】
- ② 講習会等の実施【拡充】
 - 食品廃棄物の処理に係る法令順守の徹底等をテーマとした講習会等の開催
- ③ 排出事業者現地確認研修会の開催【新規】
 - 排出事業者の現地確認能力の向上を図るための研修会の開催

(3) 監視体制強化について

排出事業者、廃棄物処理事業者に対する立入検査を質・量ともに充実させ、事業者に対する監視・指導を強化する。